

瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、瑞浪市水道事業による配水管の布設のない区域において、安全な飲料水の確保を図るため、自然由来とみられる地下水等の汚染が確認された井戸を飲用に使用する市民が、家庭用浄水器（以下「浄水器」という。）を設置した場合、浄水器の購入及び設置に要する費用（「購入費等」という。）の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象の浄水器)

第2条 補助対象の浄水器は、別表に掲げる対象物質の浄化について、同表の環境基準に適合する水質に浄化する機器であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 飲料水を供給する給水管に接続しているものであること。
- (2) 浄水機能が1時間当たり5リットル以上であること。
- (3) 耐用年数が通常の使用方法で5年以上であること。
- (4) 性能の保証期間が1年以上であること。

2 補助の対象となる浄水器の基数は、1世帯当たり1基とする。ただし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住し、それぞれの世帯で個別の厨房を有している場合は、1住居当たり2基を限度とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自然由来とみられる地下水等の汚染が確認された井戸を飲用に使用し、上水道給水可能区域を除く瑞浪市水道事業による配水管の布設のない区域に居住し、住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 飲料水用の井戸を使用している個人で、その水質が地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示10号。以下「告示」という。）に定められた地下水の水質基準に適合しない水質であること。
- (2) 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が布設されておらず、地下水等の他に飲料水の確保が困難であること。ただし、隣

接する道路以外から容易に上水道の給水管を引くことができる場合は、対象外とする。

(3) 自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を含む。）に浄水器を設置した者であること。

(4) 第9条に規定する実績報告書を提出する時点において、当該補助により浄水器を設置した専用住宅等の所在地が補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所として住民基本台帳に記録されていること。

（補助金の交付対象経費）

第4条 補助金の交付対象経費は、告示に定められた環境基準に適合するよう地下水等を飲料水として供給できる浄水器の購入及び設置に要する費用とし、浄水器設置後に必要となる維持費用については、補助金の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付金額は、浄水器の購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 申請者は、浄水器を設置する前に瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。）又は保健所等が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し

(2) 浄水器のカタログ又はその写し（浄化能力が分かるもの）

(3) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し

(4) 浄水器を設置しようとする住宅が申請者の所有でない場合（当該住宅が共有名義となっている場合を含む。）にあつては、当該住宅の所有者の承諾書

(5) 設置前の設置予定場所の状況写真

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(不交付の決定)

第8条 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を適当でないと認めたときは、瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第9条 規則第8条に定める市長が認める軽微な変更とは、補助対象経費の20パーセントを超えない減額の変更のことをいう。

(実績報告)

第10条 本補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定通知を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までに、瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄水器を設置したことを証する写真

(2) 浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し

(3) 浄水器の保証書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(上水道等への接続)

第11条 補助事業者は、上水道等の配水管が布設されたときは、遅滞なくこれに接続するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象物質	環境基準
総水銀	0.0005 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下

年 月 日

瑞浪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付申請書

瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付を受けたいので、
瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付要綱第 6 条の規定に
より下記のとおり申請します。

なお、本補助金の要件を確認するため、担当職員が私の住民基本台帳及び税務
資料を閲覧することについて同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 購入・設置価格（税込） _____ 円
- 3 購入・設置する浄水器・浄水装置のメーカー及び機種
メーカー _____
機 種 _____
- 4 購入・設置する取扱業者の名称及び所在地
名 称 _____
所在地 _____

5 添付書類

- (1) 計量証明書又は保健所等が検査した飲料水に係る水質検査結果書の写し
- (2) 浄水器のカタログ又はその写し（浄化能力が分かるもの）
- (3) 浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
- (4) 浄水器を設置しようとする住宅が申請者の所有でない場合（当該住宅が共有名義となっている場合を含む。）にあつては、当該住宅の所有者の承諾書
- (5) 設置前の設置予定場所の状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

瑞浪市長 印

ア 内容を変更するとき。

イ 中止又は廃止するとき。

ウ 予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったとき。

(2) 瑞浪市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求める。

様式第 3 号（第 8 条関係）

瑞浪市指令第 号

年 月 日

様

瑞浪市長

印

瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金の交付については、下記の理由により不交付とすることを決定したので、瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1 理由

年 月 日

瑞浪市長

住 所

氏 名

瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金実績報告書

年 月 日付け瑞浪市指令第 号で交付決定された瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金について、下記のとおり浄水器を購入及び設置しましたので、瑞浪市地下水等の汚染に係る家庭用浄水器設置費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 設置年月日 _____ 年 月 日

2 購入・設置した浄水器・浄水装置のメーカー及び機種

メーカー _____

機 種 _____

3 購入・設置した取扱業者の名称及び所在地

名 称 _____

連絡先 _____

4 添付書類

（1）浄水器を設置したことを証する写真

（2）浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し

（3）浄水器の保証書の写し

（4）その他市長が必要と認めるもの